

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実

児童生徒1000人当たりの
不登校児童生徒数(小中)
※単位:人



- ◆ 義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から7年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加しており、様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援に向けた相談体制の充実が必要。
- ◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。

スクールカウンセラー等活用事業

令和3年度予算額：5,278百万円(前年度予算額：4,866百万円)

補助制度

- ✓ 補助割合：国 1/3、都道府県・政令指定都市 2/3
- ✓ 実施主体：都道府県・政令指定都市
- ✓ 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等



求められる能力・資格

- ✓ 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者
⇒児童の心理に関する支援に従事(学教法施行規則)
- ✓ 公認心理師、臨床心理士等

基盤となる配置

- ✓ 全公立小中学校に対する配置(27,500校)

スクールソーシャルワーカー活用事業

令和3年度予算額：1,938百万円(前年度予算額：1,806百万円)

- ✓ 補助割合：国 1/3、都道府県・政令指定都市・中核市 2/3
- ✓ 実施主体：都道府県・政令指定都市・中核市
- ✓ 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等



- ✓ 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者
⇒児童の福祉に関する支援に従事(学教法施行規則)
- ✓ 社会福祉士、精神保健福祉士等

- ✓ 全中学校区に対する配置(10,000中学校区)

重点配置等

いじめ 不登校

- いじめ・不登校対策のための重点配置：**1,000校**(←500校)
※不登校特例校や夜間中学への配置を含む
- 教育支援センターの機能強化：**250箇所**

虐待 貧困

- 虐待対策のための重点配置：**1,200校**(←1,000校)
- 貧困対策のための重点配置：**1,400校**

質の向上

- スーパーバイザーの配置：**90人**(←67人)

- いじめ・不登校対策のための重点配置：**1,000校**(←500校)
※不登校特例校や夜間中学への配置を含む
- 教育支援センターの機能強化：**250箇所**

- 虐待対策のための重点配置：**1,500校**(←1,000校)
- 貧困対策のための重点配置：**1,400校**

- スーパーバイザーの配置：**90人**(←67人)